談合（連合）情報対応マニュアル

芦屋市総務部契約検査課

談合（連合）情報に対する処理について

１．はじめに

公共事業の推進にあたっては，貴重な税金を財源とする性格から，公正かつ自由な競争を確保し適正な契約がおこなわれるよう努めることにより住民の信頼を確保することが極めて重要である。

近年，日米構造協議を契機として，独占禁止法及びその運用強化など，市場の透明性と公正性確保への動きが顕著となっている。

こうしたなか，談合の通報があった場合に県下の各自治体が毅然として的確な対応を行うことができるよう，兵庫県公共工事契約業務連絡協議会全員の総意により談合対策に対するマニュアルを作成することとなった。

２．談合情報の内容

談合情報には，単に談合がなされたとの通報のみで具体性を欠くものから，当事者でなければ知りえない具体的な情報までさまざまなものがある。

具体的には，談合の日時，談合の場所，談合した者の氏名，落札予定者，落札予定金額，工事の件名，工事場所，工事の種類，指名業者名が考えられるが，このうち工事の件名，工事場所，工事の種類，指名業者名については，指名通知により知りえる情報である。また，落札予定者についても，業者が工事受注に際して，積極的，熱心な営業活動をしていることなどから第三者においても，容易に推測ができる。

なお，入札執行後であれば，開札結果を公表している自治体も多いので落札者や落札金額も明らかとなるのは当然である。

こうしたことを踏まえ，通報者から可能な限り知っている情報とその入手方法を確認する必要がある。

さらに，談合の日時，談合の場所，談合した者の氏名，落札予定者，落札予定金額の情報については，特に注意してその内容に応じた対応をとらなければならない。

３．談合情報の提供者

談合情報の提供者としては，匿名の場合と氏名を明らかにした場合があり，さらにはマスコミが間接的に通報してくる場合がある。

匿名で電話や来庁の場合は，可能な限り通報者の氏名・連絡先の確認を求め，拒否された場合は，十分に対応できない旨を伝えたうえで内容を聞き取る。

氏名を明らかにした場合は，実在しているか，本人であるかどうかを可能な限り調査する。

マスコミが間接的に通報してくる場合は，氏名を明らかにした場合と同様に扱うこととするが，マスコミの場合は，提供してくる情報以外にも具体的な情報を把握している場合が多いので，可能な限り情報の収集に努めることとする。

４．談合情報報告書の作成

談合情報があった場合は，上記２及び３の内容を談合情報報告書（別紙様式）に記録することとする。

５．基本的対応

基本的に，次の場合にあっては事情聴取を行うこととする。

（１）情報提供者が匿名で落札決定前の場合

ア．落札予定者を明示している場合

（２）情報提供者が匿名で落札決定後の場合

ア．談合した者の氏名を明示し，さらに談合の日時，談合の場所のいづれか一つ以上を明示している場合

（３）情報提供者が氏名を明らかにし落札決定前の場合

ア．落札予定者及び落札予定金額を明示している場合

イ．落札予定者を明示している場合

ウ．落札予定金額を明示している場合

（４）情報提供者が氏名を明らかにし落札決定後の場合

ア．談合した者の氏名を明示し，さらに談合の日時，談合の場所のいづれか一つ以上を明示している場合

６．事情聴取を行う場合の手順

（１）入札執行前に事情聴取を行う場合は，別紙１の「談合疑惑事件事情聴取手順（入札前)」に基づき実施し，別紙２の誓約書を徴する。

また，情報どおりの落札者や金額であった場合は，落札者から談合の事実の有無をもう一度確認する。

なお，誓約書については，契約の権限を有する者からとることとする。

（２）入札執行後に事情聴取を行う場合は，別紙３の「談合疑惑事件事情聴取手順（入札後)」に基づき実施し，別紙４の誓約書を徴する。

なお，誓約書については，契約の権限を有する者からとることとする。

（３）以上のほか必要があるときは，指名業者以外の関係者からも事情聴取を行うものとする。

７．事情聴取を行わないで入札を執行する場合の手順

（１）入札執行前に談合疑惑の通報があったことを通告する。

（２）入札にあたっては，刑法，私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等に抵触する行為を行ってはならないこと及び関係法令の遵守を注意する。

（３）談合が事実であることが判明すればその入札は無効となり，入札参加資格を失うのみならず，契約を解除し，相当の損害賠償を請求することがあることを注意する。

８．公正取引委員会への通報

５により事情聴取した情報については，別紙５により公正取引委員会へ通報するものとする。

別紙　1

談合疑惑事件事情聴取手順（入札前）

１．指名業者全員に談合情報があったことを示し，事実確認をする旨を伝える。

「○○から談合があったとの連絡が県（市，町）に入っている。県（市，町）としても公正な入札を期するうえからも放置しておけない。事実を確認する必要がある。」

２．個々に事情聴取のうえ，何もなければ入札を行うが，万一落札決定後で契約締結前に事実が判明した場合は契約を締結しないこと，契約締結後であっても県（市，町）から一方的に破棄する誓約書をとること，事情聴取の内容について公正取引委員会に通報する旨説明する。

３．名刺を徴し，会社名，役職名，氏名を確認する。

４．入札・契約等の権限を有する責任者であることを確認する。

「あなたは，入札・契約等の権限を有する責任者ですか。」

５．会社内の動き，情報を知り得る立場であることを確認する。

「あなたは，会社内の動き，情報を知り得る立場にある人ですか。」

６．事情聴取事項を告げる。

「数点質問をします。

(1)本件工事について談合の働きかけをしたことがありますか。

(2)本件工事について談合を働きかけられたことがありますか。

(3)本件工事について談合の噂を聞いていますか。

(4)本件について他社の人と何等かの打合せ又は話し合いをしたことがありますか。

(5)あったとすればそれはいつ，どこで，誰が参加し，どの様な内容の打合せ又は話し合いでしたか。

(6)応札額の決定は誰が行っていますか。

(7)こういう状況になったことについてどう思われますか。」

７．事情聴取の内容は，談合疑惑事情聴取調書（別紙様式）に記載するものとする。

（入札執行前用及び入札執行後契約締結前用）　　別紙　２

誓　　約　　書

○○○○○工事の入札について，業者間で事前に談合があったかのように通報（報道）されていますが，そのような事実は一切なかったことを誓約します。

なお，次のことについて併せて誓約します。

１　今回の入札に関し公正な入札を害する行為の存在が認められた場合は，契約を締結されなくても異議ありません。

２　契約締結後であっても公正な入札を害する行為の存在が認められた場合は，一方的に契約を破棄されても異議ありません。

また，この誓約書の写しが，公正取引委員会に送付されても異議はありません。

令和　　年　　月　　日

様

所在地

名　称

職氏名

印

別紙　3

談合疑惑事件事情聴取手順（入札後）

１．落札者に談合情報があったことを示し，事実確認をする旨を伝える。

「○○から談合があったとの連絡が県（市，町）に入っている。県（市，町）としても公正な入札を期するうえからも放置しておけない。事実を確認する必要がある。」

２．事情聴取のうえ，何もなければ契約を行うが，万一事実が判明した場合は，契約締結後であっても県（市，町）から一方的に破棄する誓約をとること，事情聴取の内容について公正取引委員会に通報する旨説明する。

３．名刺を徴し，会社名，役職名，氏名を確認する。

４．入札・契約等の権限を有する責任者であることを確認する。

「あなたは，入札・契約等の権限を有する責任者ですか。」

５．会社内の動き，情報を知り得る立場であることを確認する。

「あなたは，会社内の動き，情報を知り得る立場にある人ですか。」

６．事情聴取事項を告げる。

「数点質問をします。

⑴本件工事について談合の働きかけをしたことがありますか。

⑵本件工事について談合を働きかけられたことがありますか。

⑶本件工事について談合の噂を聞いていますか。

⑷本件について他社の人と何等かの打合せ又は話し合いをしたことがありますか。

⑸あったとすればそれはいつ，どこで，誰が参加し，どの様な内容の打合せ又は話し合いでしたか。

⑹本件工事の積算は貴社で行っていますか。

⑺応札額の決定は誰が行っていますか。

⑻こういう状況になったことについてどう思われますか。」

７．事情聴取の内容は，談合疑惑事情聴取調書（別紙様式）に記載するものとする。

（契約締結後用）　　別紙　4

誓　　約　　書

○○○○○工事の入札について，業者間で事前に談合があったかのように通報（報道）されていますが，そのような事実は一切なかったことを誓約します。

なお，今後公正な入札を害する行為の存在が認められた場合は，一方的に契約を破棄されても異議ありません。

また，この誓約書の写しが，公正取引委員会に送付されても異議はありません。

令和　　年　　月　　日

様

所在地

名　称

職氏名

印

別紙　5

（文　書　番　号）

令和　　年　　月　　日

公正取引委員会

近畿中国四国事務所長　様

○　○　○　○　○　○

談合情報に関連する資料の送付について

○○○○○○発注の○○○○○○工事の入札に係る談合情報に関連する資料を別添のとおり送付いたします。

送　付　書　類

1　談合情報報告書（写）

2　談合疑惑事情聴取調書（写）

3　誓約書（写）

4　指名業者名簿（写）

5　開札結果表（写）

6　その他（　　）

（該当するものに○をすること）

談　合　情　報　報　告　書

令和　　年　　月　　日

情報を受けた日時	令和　　年　　月　　日（　　）　　時　　分
工事（業務）名	
入札（予定）日時	令和　　年　　月　　日（　　）　　時　　分
情報提供者	・報道機関 名称　　氏名 ・その他
受信者	役職・氏名
情報手段	・電話　　・書面　　・面接　　・報道
情報内容	
応答の概要	
当該案件の照会先	（事務所名，所在地，電話）

談 合 疑 惑 事 情 聴 取 調 書

工　事　名		工 事 番 号	
事情聴取日時		事情聴取場所	
事 情 聴 取 者		立　会　者	
被事情聴取者			

事情聴取事項

（1）あなたは，入札・契約等の権限を有する責任者ですか。

（2）あなたは，会社の動き，情報を知り得る立場にある人ですか。

（3）本件工事について談合の働きかけをしたことがありますか。

（4）本件工事について談合を働きかけられたことがありますか。

（5）本件工事について談合の噂を聞いていませんか。

（6）本件について他社の人と何等かの打合せ又は話合いをしたことがありますか。

（7）あったとすればそれは何時，どこで，誰が参加し，どのような内容の打合せ又は話合いでしたか。

（8）応札額の決定は誰が行っていますか。

（9）こういう状況になったことについてどう思われますか。

談合（連合）情報対応マニュアル早見表

	情報の内容	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32
情報提供者	談合の目的	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	明示	明示	明示	明示	明示	明示	明示	明示	明示	明示	明示	明示	明示	明示	明示	明示
	談合の場所	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	明示	明示	明示	明示	明示	明示	明示	明示	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	明示	明示	明示	明示	明示	明示	明示	明示
	談合した者の氏名	不明	不明	不明	不明	明示	明示	明示	明示	不明	不明	不明	不明	明示	明示	明示	明示	不明	不明	不明	不明	明示	明示	明示	明示	不明	不明	不明	不明	明示	明示	明示	明示
	落札予定者	不明	不明	明示	明示	不明	不明	明示	明示	不明	不明	明示	明示	不明	不明	明示	明示	不明	不明	明示	明示	不明	不明	明示	明示	不明	不明	明示	明示	不明	不明	明示	明示
	落札金額	不明	明示	不明	明示	不明	明示	不明	明示	不明	明示	不明	明示	不明	明示	不明	明示	不明	明示	不明	明示	不明	明示	不明	明示	不明	明示	不明	明示	不明	明示	不明	明示
	情報の時点																																
匿名の場合	A 入札までに調査する時間があるとき	1	1	2	2	1	1	2	2	1	1	2	2	1	1	2	2	1	1	2	2	1	1	2	2	1	1	2	2	1	1	2	2
	B 入札までに調査する時間がないとき又は入札執行中	1	1	3	3	1	1	3	3	1	1	3	3	1	1	3	3	1	1	3	3	1	1	3	3	1	1	3	3	1	1	3	3
	C 落札決定後	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	5	5	5	5	4	4	4	4	5	5	5	5	4	4	4	4	5	5	5	5
指名が明らかな場合	D 入札までに調査する時間があるとき	1	2	2	2	1	2	2	2	1	2	2	2	1	2	2	2	1	2	2	2	1	2	2	2	1	2	2	2	1	2	2	2
	E 入札までに調査する時間がないとき又は入札執行中	1	3	3	3	1	3	3	3	1	3	3	3	1	3	3	3	1	3	3	3	1	3	3	3	1	3	3	3	1	3	3	3
	F 落札決定後	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	5	5	5	5	4	4	4	4	5	5	5	5	4	4	4	4	5	5	5	5

1　談合情報のあったことを示し，厳重な注意を喚起して執行する。
2　指名業者全員から別紙１により事情聴取し，別紙２の誓約書を徴して執行する。ただし，談合の事実又は談合らしき事実を１社でも認めた場合は入札を中止する。
3　入札を延期し，別紙１により事情聴取し，別紙２の誓約書を徴して執行する。ただし，談合の事実又は談合らしき事実を１社でも認めた場合は入札を中止する。
4　落札決定後に情報があった場合で情報が詳細でないため，情報提供者に対し警察や公正取引委員会に告発するよう伝えて事情聴取は行わない。
5　落札決定後に情報があった場合で情報が詳細なため，情報提供者に対し警察や公正取引委員会に告発するよう伝えると共に別紙３により落札者から事情聴取する。なお，落札者から契約締結前は別紙２，契約締結後は別紙４の誓約書を徴する。

【注】
1　情報提供者が電話や来庁の場合は氏名・連絡先の確認を求め，確認を拒否した場合は，充分に対応できない旨伝える。
2　氏名を明らかにした場合は，実在しているかどうか，本人であるかどうか，可能な限り調査する。
3　マスコミの場合は，氏名を明らかにした場合と同様に扱う。マスコミの場合は，提供してくれる情報以外にも具体的に把握している場合が多いので，可能な限り情報の収集に努める。